

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配置 困難
医療専門課程	看護学科	夜・ 通信	92 単位	10 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www1.g-reiki.net/okazaki/reiki_menu.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	岡崎市立看護専門学校 自己点検評価委員会
役割	岡崎市立看護専門学校学則第 32 条に規定する学校の教育活動の状況の点検及び評価を、総合的・客観的かつ多角的に行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
岡崎市民病院事務局長	定めなし	
岡崎市民病院看護局長	定めなし	
岡崎市医師会役員	定めなし	
（備考） 上記外部人材から、教育理念・教育課程・実習・評価過程等に係る事項について、幅広い意見をいただき、以降の学校運営に反映させて取り組んでいる。		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
当校の教育課程については、岡崎市立看護専門学校学則第 8 条及び第 9 条に基づき、岡崎市立看護専門学校学則施行細則第 12 条第 1 項に規定するカリキュラム委員会で審議・決定し、授業要綱として 1 冊に取りまとめている。なお、授業要綱は当該年度の 4 月に学生に配布している。 【カリキュラム委員会】 カリキュラム委員会では、次のことを審議する。 ・教育計画の立案・実施及び評価に関すること ・単位認定に関すること ・教員の教育活動に関すること ・教材・教具及び図書の選定に関すること	
授業計画書の公表方法	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
岡崎市立看護専門学校学則第 10 条に記載された成績評価の方法・基準をもとに、担当職員が筆記試験や実技試験、レポート等の結果を評価、点数化し、各学生の成績を評価する。 成績、評価の認定手順は、各学生の成績を評価後、岡崎市立看護専門学校学則第 27 条に規定する運営会議に提出し、審議を経て履修及び卒業の認定を行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 岡崎市立看護専門学校学則第 10 条に記載された成績評価の方法・基準をもとに、担当職員が筆記試験や実技試験、レポート等の結果を評価、点数化し、点数に応じて S、A、B、C 及び不合格として各学生の成績を評価する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www1.g-reiki.net/okazaki/reiki_menu.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定については、岡崎市立看護専門学校学則第 24 条により、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えない者で、所定の単位を取得した者に対し、岡崎市立看護専門学校学則第 27 条に規定する運営会議の審議を経て校長が認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www1.g-reiki.net/okazaki/reiki_menu.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	公立校のため省略
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	103	80		23			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120 人		119 人	0 人	15 人	90 人	105 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）岡崎市立看護専門学校学則施行細則第12条第1項に規定するカリキュラム委員会で審議し決定する。
成績評価の基準・方法
（概要）岡崎市立看護専門学校学則第10条に基づき、授業の出席時間数、試験・実習の結果等により評価を行う。
卒業・進級の認定基準
（概要）岡崎市立看護専門学校学則第24条に基づき、所定の単位を取得した者に対し、同第27条に規定する運営会議の審議を経て学校長が認定する。なお、認定に係る規定は学生便覧に記載し、学生に配布している。
学修支援等
（概要）1年次に基礎学力、2年次に実践能力を培うためのシミュレーション学習をそれぞれ行い、3年次には国家試験合格につながる学力の向上を目指した講義を行っている。また、図書室の図書の充実や学生相談にも注力している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
35 人 (100%)	0 人 (%)	35 人 (100%)	0 人 (%)
（主な就職、業界等） 看護師として各種医療機関等			
（就職指導内容） 3 年間を通じて、キャリア教育や就職ガイダンスを実施するほか、個別の就職相談にも応じている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
119 人	2 人	1.7%
（中途退学の主な理由） 進路変更による		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学生への個別相談の充実		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	50,000 円	180,000 円	0 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）		
ホームページアドレス https://www.city.okazaki.lg.jp/kosodate/kyouiku/1012239/1003709/1003710.html		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
岡崎市立看護専門学校学則施行細則第 12 条に規定する自己点検評価委員会を設置し、継続的に自己評価を実施するとともに、教育理念、実習内容、実習内容、評価過程等に関する事項について意見をいただき、以降の学校運営に反映していく。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
岡崎市民病院事務局長	定めなし	
岡崎市民病院看護局長	定めなし	
岡崎市医師会役員	定めなし	
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）		
ホームページアドレス https://www.city.okazaki.lg.jp/kosodate/kyouiku/1012239/1003709/1003710.html		
（備考）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ホームページアドレス https://www.city.okazaki.lg.jp/kosodate/kyouiku/1012239/1003709/1003710.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H123210000082
学校名 (〇〇大学 等)	岡崎市立看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	愛知県岡崎市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		21人（ 0）人	21人（ 0）人	42人（ 0）人
内 訳	第Ⅰ区分	6人	6人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	2人	2人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	1人	1人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	3人	3人	
	区分外（多子世帯）	9人	9人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				42人（ 0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	1人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。